

脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1ヶ月平均）別支給決定（認定）件数 (件)

年度 評価期間 区分	平成27年度						平成28年度					
	評価期間1か月		評価期間 2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間 2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
45 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45時間以上～60時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60時間以上～80時間未満	0 (0)	0 (0)	11 (1)	4 (0)	11 (1)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)	9 (1)	14 (1)	9 (1)
80時間以上～100時間未満	7 (0)	3 (0)	98 (5)	46 (1)	105 (5)	49 (1)	9 (0)	3 (0)	97 (5)	48 (1)	106 (5)	51 (1)
100時間以上～120時間未満	41 (1)	12 (0)	25 (2)	12 (0)	66 (3)	24 (0)	31 (1)	12 (1)	26 (1)	7 (0)	57 (2)	19 (1)
120時間以上～140時間未満	11 (0)	4 (0)	5 (0)	2 (0)	16 (0)	6 (0)	20 (1)	9 (0)	16 (0)	6 (0)	36 (1)	15 (0)
140時間以上～160時間未満	15 (2)	4 (0)	5 (0)	3 (0)	20 (2)	7 (0)	14 (0)	2 (0)	4 (0)	3 (0)	18 (0)	5 (0)
160 時 間 以 上	13 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)	18 (0)	3 (0)	13 (0)	6 (0)	4 (0)	1 (0)	17 (0)	7 (0)
合 計	87 (3)	25 (0)	150 (8)	69 (1)	237 (11)	94 (1)	87 (2)	32 (1)	161 (7)	74 (2)	248 (9)	106 (3)

(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

- (注) 1. 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
 2. 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
 3. 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
 4. ()内は女性の件数で、内数である。